

地域住宅計画の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した地域住宅計画	
計画の名称	船橋市地域
都道府県名	千葉県
計画作成主体	船橋市
計画期間	平成17年度～21年度
計画の目標	<p>市営住宅は、平成19年4月現在 32団地 1,289戸であり、平成14年度に策定された「船橋市住宅マスタープラン」に基づき、15年度から24年度までの間に住宅困窮者に対して550戸を供給し、1,620戸とする予定であり、平成19年に借上げ方式により40戸を供給する予定である。また、老朽化が著しく新耐震基準に適合していない市営三山団地(120戸)の建替計画の内、1・2号棟を解体し新たに1棟(58戸)を建設し、住環境の改善を図る。</p> <p>また、ストック総合改善計画についても、マスタープランに基づき4団地を年次計画により改修し、居住者の安全と住環境の改善を図る。</p> <p>消防法の改正に伴い、火災報知器を設置し、居住者を火災から守る。</p> <p>さらに、飛散性アスベストが露出している民間住宅に対し、対策工事を行い居住者の安全を確保する。</p>
2. 事後評価の内容	
実施体制・時期	事業完了後、船橋市において事後評価を行った。(平成22年5月)
事後評価の結果	<p>指 標 : 「ストック総合改善割合」</p> <p>定 義 : マスタープランに基づくストック改善割合</p> <p>評 価 方 法 : 市住宅マスタープランにおける判定結果に基づく改修が必要なストックに対する改修工事完了の割合</p> <p>結 果 : 従前値:0%(16年度) 目標値:75%(21年度) 実績値:80%</p> <p>結果の分析: 平成15年3月策定の「船橋市住宅マスタープラン」に基づき、外壁改修が必要と判断され、改修工事未実施であった3市営住宅のうち、海神3丁目団地及び藤原団地の外壁改修工事を完了し、同じく改善が必要と判断された二宮第1団地及び二和東第2団地の給水設備の改修工事を完了した。これにより改修が必要な5事業のうち4事業の工事を完了した。</p> <p>指 標 : 「計画に基づく公営住宅の供給割合」</p> <p>定 義 : 供給計画に基づく公営住宅の供給割合</p> <p>評 価 方 法 : 市営住宅建設工事完了による供給予定数に対する割合</p> <p>結 果 : 従前値:70%(16年度) 目標値:77%(19年度) 実績値:78%</p> <p>結果の分析: 市営住宅供給計画に基づく供給予定戸数1,620戸に対し、市営前原団地の建設(59戸)、借上市営住宅の建設(40戸)、市営三山団地(58戸)の建設工事完了により、供給戸数は1,267戸となった。</p> <p>指 標 : 「火災報知器の設置割合」</p> <p>定 義 : 消防法に基づく火災報知器の設置割合</p> <p>評 価 方 法 : 火災報知器設置工事実施実績</p> <p>結 果 : 従前値:0%(18年度) 目標値:100%(19年度) 実績値:100%</p> <p>結果の分析: 消防法改正に伴い、直営の11団地に火災報知器を全戸設置した。</p>
結果の公表方法	船橋市のホームページにて公表を行うとともに、市住宅政策課窓口にて閲覧に供する。
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取り組みへの反映等	
今後の住宅施策の取組への反映	今後のストック活用計画、長寿命化計画、供給計画等を作成する際に、市の財政状況、社会情勢等を勘案し、費用対効果も含め反映させていきたい。
その他	

この事後評価は別添の地域住宅政策計画について行ったものである。